

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

<p>◎ 告 示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急病院の認定</li> <li>○長崎県福祉保健部こども政策局関係補助金等交付要綱の一部改正</li> <li>・海岸保全区域の指定及び廃止</li> <li>・保安林の指定の予定</li> <li>・保安林の指定の解除の予定</li> <li>・道路の区域変更（3件）</li> <li>・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定</li> <li>○建築主事の所管区域の指定</li> <li>○建築基準法に基づく建築主事が行う確認等の範囲の廃止</li> <li>○長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱の一部改正</li> </ul> <p>◎ 公 告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画事業の事業計画の変更認可</li> <li>・換地処分</li> </ul> <p>◎ 教育委員会規則</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○長崎県立学校教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則</li> </ul> <p>◎ 公安委員会規則</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○長崎県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則</li> </ul> <p>◎ 公安委員会告示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警備員等に対する検定の実施</li> </ul>	<p>所管課（室）名</p> <p>医 療 政 策 課</p> <p>こ ども 未 来 課</p> <p>漁 港 漁 場 課</p> <p>林 政 課</p> <p>〃</p> <p>道 路 維 持 課</p> <p>砂 防 課</p> <p>建 築 課</p> <p>〃</p> <p>教 育 庁 総 務 課</p> <p>水 環 境 対 策 課</p> <p>農 村 整 備 課</p> <p>高 校 教 育 課</p> <p>会 計 課</p> <p>生 活 環 境 課</p>
--	--

## 告 示

### 長崎県告示第235号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき、次のとおり救急病院として認定した。

令和5年3月28日

長崎県知事 大石 賢吾

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
医療法人是心会 久保内科病院	佐世保市田原町11番9号	令和5年3月17日	令和8年3月16日
長崎北病院	西彼杵郡時津町元村郷800番地	令和5年3月17日	令和8年3月16日

長崎県告示第236号

長崎県福祉保健部子ども政策局関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第419号）の一部を次のように改正し、令和4年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和5年3月28日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 子ども家庭課関係						別表（第2条関係） 子ども家庭課関係					
区 分	補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者	区 分	補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1～5 略						1～5 略					
6	長崎県 子ども 医療費 助成事 業準備 費補助 金	長崎県 子ども 医療費 助成事 業を実 施する 市町が 事業を 開始す るため に要す る経費 を支援 する。	補助対象者が実 施する高校生世 代への医療費助 成事業を開始す るために要する 経費。ただし、 補助対象経費の 基準は、知事が 別に定める。	予算の範囲 内で知事が 別に定める 額	市町	6～24 略					
7～25 略						6～24 略					
26	長崎県 医療機 関オン ライン 支援 事業補 助金	医療意 見書の オンラ イン登 録に向 けた環 境整備 を推進 するこ とで小 慢の臨 床情報 の収集 を促進 する。	医療意見書のオ ンライン登録に 向けた小児慢性 指定医の勤務す る医療機関が行 うシステム環境 整備に必要な需 用費、役務費、 委託料、備品購 入費、負担金	予算の範囲 内で知事が 別に定める 額	小児慢 性特定 疾病医 療機関	6～24 略					
子ども未来課及び子ども家庭課関係						子ども未来課及び子ども家庭課関係					
区 分	補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者	区 分	補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1～3 略						1～3 略					
4	長崎県 地域子 ども・ 子育て 支援事 業費補	子 ど も・子 育て支 援 法 （平成 24年法	次に掲げる事業 に要する経費。 ただし、補助対 象経費の基準 は、知事が別に 定める。		略	4	長崎県 地域子 ども・ 子育て 支援事 業費補	子 ど も・子 育て支 援 法 （平成 24年法	次に掲げる事業 に要する経費。 ただし、補助対 象経費の基準 は、知事が別に 定める。		略

助金	律第65号)に基づき、子ども・子育て支援の着実な推進を図る。	(1) 利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て短期支援事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	(1) 利用者支援事業 6分の1以内 地域子育て支援拠点事業、子育て短期支援事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 3分の1以内	助金	律第65号)に基づき、子ども・子育て支援の着実な推進を図る。	(1) 利用者支援事業	(1) 6分の1以内
		(2) 略  (3)~(5) 略  (6)~(9) 略	(2)~(9) 略			(2) 略 (3) 地域子育て支援拠点事業 (4)~(6) 略 (7) 子育て短期支援事業 (8) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) (9)~(12) 略	(2)~(12) 略
5 略				5 略			

**長崎県告示第237号**

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定により、海岸保全区域として次のとおり指定する。

関係図面は、長崎県水産部漁港漁場課備付けの海岸保全区域台帳平面図のとおりである。

なお、松浦沿岸青島漁港海岸北地区海岸、赤岩地区海岸に係る海岸保全区域(昭和34年長崎県告示第220号)は、廃止する。

令和5年3月28日

長崎県知事 大石 賢吾

海岸の名称				指 定 区 域
沿岸名	漁港海岸名	地区海岸名	地先海岸名	
松浦	青島	北		次の基点1から基点3まで順次直線で結んだ線、基点1と補助点1を結んだ線、補助点1から補助点3まで順次直線で結んだ線及び基点3と補助点3を結んだ線により囲まれた区域  (陸域の表示) 基点1 基準点から 327度37分00秒 11.80mの地点 基点2 基点1から 13度15分00秒 60.20mの地点

				基点3 基点2から 348度30分00秒 69.20mの地点
				(水域の表示)
				補助点1 基点1から 129度28分00秒 66.90mの地点
				補助点2 基点2から 99度49分00秒 60.10mの地点
				補助点3 基点3から 118度08分00秒 54.30mの地点

**長崎県告示第238号**

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和5年3月28日

長崎県知事 大石 賢吾

## 1 保安林予定森林の所在場所

対馬市上対馬町河内字向在所360の4、360の5、361、362、383、398の1、398の2、399、401から403まで、408、414、416、字横際417の1、418、420、421、422の1、423の1、424、427、429、430の2、435の1、435の10、435の11、436の1から436の3まで、437の1から437の3まで、438の1、439の1、440、441の1、443の1から443の4まで、443の6、445、446の1、448、449、451、452の1、453、454、458、459の1、460の1、460の2、461の1、462、463、464の1、465、466、467の3、字アナタ原477の1、479の1

## 2 指定の目的

水源の涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字横際421・424・429・435の1・443の2（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び対馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**長崎県告示第239号**

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和5年3月28日

長崎県知事 大石 賢吾

## 1 解除予定保安林の所在場所

西彼杵郡長与町岡郷字西平2936の1（次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

魚つき

## 3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を県庁農林部林政課及び長与町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**長崎県告示第240号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月28日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道  
 路線名 207号  
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
諫早市多良見町佐瀬字迹ノ平697番1地先から 諫早市多良見町佐瀬字崎辺田631番12地先まで	前	6.7~15.8	325.1	
	後	9.4~27.8	322.3	

**長崎県告示第241号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。  
 令和5年3月28日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道  
 路線名 207号  
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
諫早市多良見町佐瀬字崎辺田631番12地先から 諫早市多良見町佐瀬字平562番2地先まで	前A	6.1~13.8	464.3	
	後A	6.1~13.8	464.3	
	後B	19.0~68.8	252.1	

**長崎県告示第242号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。  
 令和5年3月28日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道  
 路線名 207号  
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
諫早市多良見町佐瀬字平562番2地先から 諫早市多良見町佐瀬字上須ノ瀬477番1地先まで	前	6.3~9.7	221.0	
	後	7.1~30.2	219.8	

**長崎県告示第243号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9項第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。  
 なお、土砂災害警戒区域に関する公示図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県県北振興局大瀬戸土木維持管理事務所に備え置いて縦覧に供する。  
 令和5年3月28日

長崎県知事 大石 賢吾

箇所番号	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
西海(西彼)-(急)-584	西海市西彼町白崎郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	公示図書中の図面において表示
西海(西彼)-(急)-585	西海市西彼町白崎郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
西海(西彼)-(急)-586	西海市西彼町白崎郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
西海(西彼)-(急)-587	西海市西彼町白崎郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
西海(西彼)-(急)-588	西海市西彼町白崎郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
西海(西彼)-(急)-589	西海市西彼町白崎郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
西海(西彼)-(急)-590	西海市西彼町白崎郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
西海(西彼)-(急)-591	西海市西彼町白崎郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
西海(西彼)-(急)-592	西海市西彼町白崎郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
西海(西彼)-(急)-593	西海市西彼町白崎郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
西海(西彼)-(急)-594	西海市西彼町白崎郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
西海(西彼)-(急)-595	西海市西彼町白崎郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
西海(西彼)-(急)-596	西海市西彼町白崎郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
西海(西彼)-(急)-597	西海市西彼町白崎郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
西海(西彼)-(急)-598	西海市西彼町白崎郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
西海(西彼)-(急)-599	西海市西彼町白崎郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
西海(西彼)-(急)-600	西海市西彼町白崎郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
西海(西彼)-(急)-601	西海市西彼町下岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
西海(西彼)-(急)-602	西海市西彼町下岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	

西海(西彼)-(急)-603	西海市西彼町下岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-604	西海市西彼町下岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-605	西海市西彼町下岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-606	西海市西彼町下岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-607	西海市西彼町下岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-608	西海市西彼町下岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-609	西海市西彼町下岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-610	西海市西彼町下岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-611	西海市西彼町下岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-612	西海市西彼町下岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-613	西海市西彼町下岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-614	西海市西彼町下岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-615	西海市西彼町下岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-616	西海市西彼町下岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-617	西海市西彼町下岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-618	西海市西彼町下岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-619	西海市西彼町下岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-620	西海市西彼町下岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-621	西海市西彼町下岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-622	西海市西彼町下岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-623	西海市西彼町下岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域



西海(西彼)-(急)-624	西海市西彼町下岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-625	西海市西彼町下岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-626	西海市西彼町下岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-627	西海市西彼町下岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-628	西海市西彼町下岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-629	西海市西彼町下岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-630	西海市西彼町下岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-631	西海市西彼町下岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-940	西海市西彼町下岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-632	西海市西彼町宮浦郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-633	西海市西彼町宮浦郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-634	西海市西彼町宮浦郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-635	西海市西彼町宮浦郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-636	西海市西彼町宮浦郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-637	西海市西彼町宮浦郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-638	西海市西彼町宮浦郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-639	西海市西彼町宮浦郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-640	西海市西彼町宮浦郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-641	西海市西彼町宮浦郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-642	西海市西彼町宮浦郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-643	西海市西彼町宮浦郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域



西海(西彼)-(急)-644	西海市西彼町宮浦郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-645	西海市西彼町宮浦郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-646	西海市西彼町宮浦郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-647	西海市西彼町宮浦郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-648	西海市西彼町宮浦郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-649	西海市西彼町宮浦郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-650	西海市西彼町宮浦郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-651	西海市西彼町宮浦郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-652	西海市西彼町亀浦郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-653	西海市西彼町亀浦郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-654	西海市西彼町亀浦郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-655	西海市西彼町亀浦郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-656	西海市西彼町亀浦郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-657	西海市西彼町亀浦郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-658	西海市西彼町亀浦郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-659	西海市西彼町亀浦郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-660	西海市西彼町亀浦郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-661	西海市西彼町亀浦郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-662	西海市西彼町亀浦郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-663	西海市西彼町亀浦郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-664	西海市西彼町亀浦郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

西海(西彼)-(急)-665	西海市西彼町亀浦郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-666	西海市西彼町亀浦郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-667	西海市西彼町亀浦郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-668	西海市西彼町亀浦郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-669	西海市西彼町亀浦郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-670	西海市西彼町亀浦郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-671	西海市西彼町亀浦郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-672	西海市西彼町亀浦郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-673	西海市西彼町亀浦郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-674	西海市西彼町中山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-675	西海市西彼町中山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-676	西海市西彼町中山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-677	西海市西彼町中山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-678	西海市西彼町中山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-679	西海市西彼町中山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-680	西海市西彼町中山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-681	西海市西彼町中山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-682	西海市西彼町中山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-683	西海市西彼町中山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-684	西海市西彼町中山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-685	西海市西彼町中山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

西海(西彼)-(急)-686	西海市西彼町中山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-687	西海市西彼町中山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-688	西海市西彼町中山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-689	西海市西彼町中山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-690	西海市西彼町中山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-691	西海市西彼町中山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-692	西海市西彼町中山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-693	西海市西彼町中山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-694	西海市西彼町中山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-695	西海市西彼町中山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-696	西海市西彼町中山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-697	西海市西彼町中山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-698	西海市西彼町中山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-699	西海市西彼町中山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-700	西海市西彼町中山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-701	西海市西彼町中山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-702	西海市西彼町中山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-703	西海市西彼町中山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-704	西海市西彼町中山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-705	西海市西彼町中山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-706	西海市西彼町中山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

西海(西彼)-(急)-707	西海市西彼町中山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-708	西海市西彼町中山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-709	西海市西彼町中山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-710	西海市西彼町中山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-711	西海市西彼町中山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-712	西海市西彼町中山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-713	西海市西彼町中山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-714	西海市西彼町中山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-715	西海市西彼町中山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-716	西海市西彼町中山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-717	西海市西彼町中山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-718	西海市西彼町上岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-719	西海市西彼町上岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-720	西海市西彼町上岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-721	西海市西彼町上岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-722	西海市西彼町上岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-723	西海市西彼町上岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-724	西海市西彼町上岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-725	西海市西彼町上岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-726	西海市西彼町上岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-727	西海市西彼町上岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

西海(西彼)-(急)-728	西海市西彼町上岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-729	西海市西彼町上岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-730	西海市西彼町上岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-731	西海市西彼町上岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-732	西海市西彼町上岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-733	西海市西彼町上岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-734	西海市西彼町上岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-735	西海市西彼町上岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-736	西海市西彼町上岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-737	西海市西彼町上岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-738	西海市西彼町上岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-739	西海市西彼町上岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-740	西海市西彼町上岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-741	西海市西彼町上岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-742	西海市西彼町上岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-743	西海市西彼町上岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-744	西海市西彼町上岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-745	西海市西彼町上岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-746	西海市西彼町上岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-747	西海市西彼町上岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-748	西海市西彼町上岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

西海(西彼)-(急)-749	西海市西彼町上岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-750	西海市西彼町上岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-751	西海市西彼町上岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-752	西海市西彼町上岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-753	西海市西彼町上岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-754	西海市西彼町上岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-755	西海市西彼町上岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-756	西海市西彼町上岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-757	西海市西彼町上岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-758	西海市西彼町上岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域
西海(西彼)-(急)-759	西海市西彼町上岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-760	西海市西彼町上岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-941	西海市西彼町上岳郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-761	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-762	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-763	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-764	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-765	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-766	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-767	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-768	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

西海(西彼)-(急)-769	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-770	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-771	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-772	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-773	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-774	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-775	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-776	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-777	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-778	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-779	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-780	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-781	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-782	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-783	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-784	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-785	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-786	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-787	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-788	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-789	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域



西海(西彼)-(急)-790	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-791	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-792	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-793	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-794	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-795	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-796	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-797	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-798	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-799	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-800	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-801	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-802	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-803	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-804	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-805	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-806	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-807	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-808	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-809	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-810	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

西海(西彼)-(急)-811	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-812	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-813	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-814	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-815	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-816	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-817	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-818	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-819	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-820	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-821	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-822	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-823	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-824	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-825	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-826	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-565	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-566	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-567	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-568	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-569	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

西海(西彼)-(急)-570	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-571	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-572	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-573	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-574	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-575	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-576	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-577	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-578	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-579	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-580	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-581	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-582	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-583	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-942	西海市西彼町喰場郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-827	西海市西彼町平原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-828	西海市西彼町平原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-829	西海市西彼町平原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-830	西海市西彼町平原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-831	西海市西彼町平原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-832	西海市西彼町平原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

西海(西彼)-(急)-833	西海市西彼町平原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-834	西海市西彼町平原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-835	西海市西彼町平原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-836	西海市西彼町平原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-837	西海市西彼町平原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-838	西海市西彼町平原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-839	西海市西彼町平原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-840	西海市西彼町平原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-841	西海市西彼町平原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-842	西海市西彼町平原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-843	西海市西彼町平原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-844	西海市西彼町平原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-845	西海市西彼町平原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-846	西海市西彼町平原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-847	西海市西彼町平原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-848	西海市西彼町平原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-849	西海市西彼町平原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-850	西海市西彼町平原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-851	西海市西彼町平原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-852	西海市西彼町白似田郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-853	西海市西彼町白似田郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

西海(西彼)-(急)-854	西海市西彼町白似田郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-855	西海市西彼町白似田郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-856	西海市西彼町白似田郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-857	西海市西彼町白似田郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-858	西海市西彼町白似田郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-859	西海市西彼町白似田郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-860	西海市西彼町白似田郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-861	西海市西彼町白似田郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-862	西海市西彼町白似田郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-863	西海市西彼町白似田郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-864	西海市西彼町白似田郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-865	西海市西彼町白似田郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-866	西海市西彼町白似田郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-867	西海市西彼町白似田郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-868	西海市西彼町白似田郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-869	西海市西彼町白似田郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-870	西海市西彼町白似田郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-871	西海市西彼町白似田郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-872	西海市西彼町白似田郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-873	西海市西彼町白似田郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-874	西海市西彼町白似田郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

西海(西彼)-(急)-875	西海市西彼町白似田郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-876	西海市西彼町白似田郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-877	西海市西彼町白似田郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-878	西海市西彼町白似田郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-879	西海市西彼町白似田郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-880	西海市西彼町白似田郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-881	西海市西彼町白似田郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-882	西海市西彼町白似田郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-883	西海市西彼町白似田郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-884	西海市西彼町白似田郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-885	西海市西彼町白似田郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-886	西海市西彼町白似田郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-887	西海市西彼町白似田郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-888	西海市西彼町白似田郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-889	西海市西彼町白似田郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-890	西海市西彼町白似田郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-943	西海市西彼町白似田郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-944	西海市西彼町白似田郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-891	西海市西彼町風早郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-892	西海市西彼町風早郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-893	西海市西彼町風早郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

西海(西彼)-(急)-894	西海市西彼町風早郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-895	西海市西彼町風早郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-896	西海市西彼町風早郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-897	西海市西彼町風早郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-898	西海市西彼町風早郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-899	西海市西彼町風早郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-900	西海市西彼町風早郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-901	西海市西彼町風早郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-902	西海市西彼町風早郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-903	西海市西彼町風早郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-904	西海市西彼町風早郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-905	西海市西彼町風早郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-906	西海市西彼町風早郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-907	西海市西彼町風早郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-908	西海市西彼町風早郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-909	西海市西彼町風早郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-910	西海市西彼町風早郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-911	西海市西彼町風早郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-912	西海市西彼町風早郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-913	西海市西彼町風早郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-914	西海市西彼町風早郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域



西海(西彼)-(急)-915	西海市西彼町風早郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-916	西海市西彼町風早郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-917	西海市西彼町風早郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-918	西海市西彼町風早郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-919	西海市西彼町風早郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-920	西海市西彼町風早郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-921	西海市西彼町風早郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-922	西海市西彼町風早郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-923	西海市西彼町風早郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-924	西海市西彼町風早郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-925	西海市西彼町風早郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-926	西海市西彼町風早郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-927	西海市西彼町風早郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-928	西海市西彼町風早郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-929	西海市西彼町風早郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-930	西海市西彼町風早郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-931	西海市西彼町風早郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-932	西海市西彼町風早郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-933	西海市西彼町風早郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-934	西海市西彼町風早郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-935	西海市西彼町風早郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

西海(西彼)-(急)-936	西海市西彼町風早郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-937	西海市西彼町風早郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-938	西海市西彼町風早郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-939	西海市西彼町風早郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(土)-088	西海市西彼町亀浦郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(土)-089	西海市西彼町亀浦郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(土)-090	西海市西彼町中山郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(土)-091	西海市西彼町中山郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(土)-092	西海市西彼町上岳郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(土)-093	西海市西彼町平原郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(土)-094	西海市西彼町平原郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(土)-095	西海市西彼町白似田郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(土)-096	西海市西彼町白似田郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(土)-097	西海市西彼町風早郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(土)-098	西海市西彼町風早郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(土)-099	西海市西彼町風早郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(土)-100	西海市西彼町風早郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(土)-101	西海市西彼町風早郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域

**長崎県告示第244号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第4条第7項の規定により所管区域ごとにその区域を所管する建築主事を次のとおり指定し、令和5年4月1日から適用する。ただし、事務の円滑化を図るためやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

なお、建築主事の所管区域の指定（令和2年長崎県告示第703号）は、令和5年3月31日限り、廃止する。

令和5年3月28日

長崎県知事 大石 賢吾

所管する建築主事	所管する区域
土木部建築課に勤務する建築主事	全域
長崎振興局に勤務する建築主事	西彼杵郡
県北振興局に勤務する建築主事	平戸市、松浦市、西海市、東彼杵郡及び北松浦郡
県央振興局に勤務する建築主事	諫早市及び大村市
島原振興局に勤務する建築主事	島原市、雲仙市及び南島原市
五島振興局に勤務する建築主事	五島市
五島振興局上五島支所に勤務する建築主事	南松浦郡新上五島町
対馬振興局に勤務する建築主事	対馬市
壱岐振興局に勤務する建築主事	壱岐市

**長崎県告示第245号**

建築基準法に基づく建築主事が行う確認等の範囲（令和2年長崎県告示第704号）は、令和5年3月31日限り、廃止する。

令和5年3月28日

長崎県知事 大石 賢吾

**長崎県告示第246号**

長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱（平成20年長崎県告示第522号）の一部を次のように改正し、令和5年度予算に係る補助金等から適用する。

令和5年3月28日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）					
1 教育環境整備課関係						1 教育環境整備課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～9 略						1～9 略					
10 略						10 <u>長崎県立高等学校等空調機に係るPTA負担経費補助金</u>					
3 高校教育課関係						3 高校教育課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
11 略						11 <u>長崎県立高等学校及び中学校の保護者等が負担する空調機に係る経費を支援し、保護者等の経済的負担の軽減を図る。</u>					

1～3 略				
4 児童生徒支援課関係				
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1 未来へつなぐ「確かな一歩」推進事業費補助金	不登校児童生徒の教育機会の確保及び将来の社会的自立に向けた支援を推進する。	市町が、学校外の公的機関、民間施設又は地域行事、自然環境等の社会資源を活用して実施する不登校児童生徒の将来の社会的自立に向けた体験活動に要する経費	2分の1以内	市町
5 生涯学習課関係 略				
6 学芸文化課関係				
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～8 略				
9 地域文化クラブ活動体制整備事業費補助金	地域文化クラブへの移行等持続可能な地域文化環境の一体的な整備を進め、将来にわたり子どもたちが文化に継続して親しむことができる機会を確保する。	市町が地域文化クラブ活動への移行に向けた体制構築のために要する経費	3分の2以内	市町
7 体育保健課関係				
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～4 略				
5 公益財団法人長崎県スポーツ協会	広く県民のスポーツを振興し、その	公益財団法人長崎県スポーツ協会が行う、次に掲げる事業に要	略	

1～3 略					
4	長崎県立学校修学旅行中止に伴う経費補助金	修学旅行中止に伴う保護者の経済的負担の軽減を図る。	新型コロナウイルス感染症拡大により、県立学校において修学旅行を中止した際の経費の実費	予算の範囲内で知事が定める額	生徒の保護者
4 生涯学習課関係 略					
5 学芸文化課関係					
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	
1～8 略					
6 体育保健課関係					
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	
1～4 略					
5	公益財団法人長崎県スポーツ協会	広く県民のスポーツを振興し、その	公益財団法人長崎県スポーツ協会が行う、次に掲げる事業に要	略	

	業費補助金	普及及び振興並びに競技力の向上を図る。	する経費 (1) スポーツ振興総合推進事業 (2) 国民体育大会推進事業 (3) スポーツ合宿施設運営事業		
	業費補助金	普及及び振興並びに競技力の向上を図る。	する経費 (1) <u>スポーツ少年団育成事業</u> (2) <u>スポーツ振興総合推進事業</u> (3) <u>スポーツ大会費</u> (4) <u>国民体育大会推進事業</u> (5) <u>スポーツ合宿施設運営事業</u>		
6 略					
7	アスリート雇用支援事業費補助金	優秀成年選手の県内企業就職マッチングの仕組みを作り、アスリート、採用企業及び本県の競技力向上いづれにも寄与する体制の構築を図る。	長崎県アスリート無料職業紹介所の開設・運営、優秀成年選手の調査、選手データバンク開設・運営、協力企業の開拓等にかかる経費	略	
8 略					
9	地域スポーツクラブ活動体制整備事業費補助金	中学校の運動部活動の地域連携や地域スポーツクラブ活動への移行と持続可能な地域スポーツ環境の一体的な整備を進め、将来にわたり子どもたちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保す	地域スポーツクラブ活動への移行に向けた体制構築のために要する経費	3分の2以内	市町
9	九州地区学校体育研究発表大会開催費補助金	九州地区学校体育研究発表大会を円滑に開催することを目的とする。	九州地区学校体育研究発表大会長崎県実行委員会が行う、九州地区学校体育研究発表大会開催事業に係る経費	予算の範囲内で知事が定める額	九州地区学校体育研究発表大会長崎県実行委員会

10	令和6年度全国高等学校総合体育大会にかかわる競技役員等養成事業費補助金	令和6年度に本県で開催される全国高等学校総合体育大会を円滑に実施するため、競技役員等を養成することを目的とする。	長崎県高等学校体育連盟専門部が行う、令和6年度全国高等学校総合体育大会にかかる競技役員等養成事業に係る経費	予算の範囲内で知事が定める額	長崎県高等学校体育連盟専門部	10	九州地区健康教育研究大会開催費補助金	九州地区健康教育研究大会を円滑に開催することを目的とする。	九州地区健康教育研究大会長崎県実行委員会が行う、九州地区健康教育研究大会開催事業に係る経費	予算の範囲内で知事が定める額	九州地区健康教育研究大会長崎県実行委員会
8 教育環境整備課、体育保健課共通 略 9 義務教育課、体育保健課共通 略 10 学芸文化課、体育保健課共通 略						7 教育環境整備課、体育保健課共通 略 8 義務教育課、体育保健課共通 略 9 学芸文化課、体育保健課共通 略					

公 告

都市計画事業の事業計画の変更認可（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定による長崎都市計画及び大村都市計画下水道事業の事業計画の変更認可の告示が令和5年3月17日付九州地方整備局告示53号をもってなされたので、同法第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和5年3月28日

長崎県

上記代表者 長崎県知事 大石 賢吾

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
平成6年建設省告示第1156号  
長崎都市計画及び大村都市計画下水道事業大村湾南部流域下水道
- 2 施行者の名称  
長崎県
- 3 事務所の所在地  
主たる事務所 長崎県県民生活環境部水環境対策課  
従たる事務所 長崎県県央振興局
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

換地処分（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、山田原第2地区に係る換地処分をした。

令和5年3月28日

長崎県知事 大石 賢吾





船員（船長、機関長を除く。以下同じ。）	船長		船員（船長、機関長を除く。以下同じ。）	船長	
---------------------	----	--	---------------------	----	--

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

公安委員会規則

長崎県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

長崎県公安委員会委員長 瀬戸 牧子

長崎県公安委員会規則第9号

長崎県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則

長崎県警察国有物品管理規則（平成13年長崎県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、都道府県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する内閣府令（昭和39年総理府令第14号。以下「府令」という。）の規定に基づき長崎県警察において無償使用する国有の物品（以下「物品」という。）の適正かつ効率的な管理を図るため必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(物品出納員及び物品出納員代理)</p> <p>第4条 長崎県警察本部（以下「本部」という。）に物品出納員及び物品出納員代理を置く。</p> <p>2 物品出納員は警務部会計課長を、物品出納員代理は警務部会計課次席調査官をもって充てる。</p> <p>3 略</p> <p>4 物品出納員代理は、物品出納員が欠けたとき、又は出張、休暇、欠勤その他の理由により2週間以上引き続いてその職務を行うことができないと認められるときは、その事務を代理する。</p> <p>(物品供用員及び物品供用員代理)</p> <p>第5条 本部の課、科学捜査研究所、自動車警ら隊、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊、警察学校及び警察署（以下「各所属」という。）に物品供用員及び物品供用員代理を置く。</p> <p>2 物品供用員は各所属の長を、物品供用員代理は各所属の政策調整官、管理官、次席調査官、次席、副隊長、副校長又は副署長をもって充てる。</p> <p>3 物品供用員は、各所属における物品の供用に関する事務を行うものとする。</p> <p>4 物品供用員代理は、物品供用員が欠けたとき、又は出張、休暇、欠勤その他の理由により2週間以上引き続いてその職務を行うことができないと認められるときは、その事務を代理する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、都道府県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する内閣府令（昭和39年総理府令第14号。以下「府令」という。）に基づき、長崎県警察において無償使用する国有の物品（以下「物品」という。）の適正かつ効率的な供用等管理事務に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 この規則に定めるもののほか、物品の管理に関する事務の取扱いについては、警察庁物品管理取扱細則（昭和40年警察庁訓令第13号）の規定を準用する。</p> <p>(物品出納員)</p> <p>第4条 長崎県警察本部（以下「本部」という。）に物品出納員を置く。</p> <p>2 物品出納員は、警務部会計課長をもって充てる。</p> <p>3 略</p> <p>(物品供用員)</p> <p>第5条 本部の課、自動車警ら隊、科学捜査研究所、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊及び警察学校並びに警察署（以下「各所属」という。）に物品供用員を置く。</p> <p>2 物品供用員は、各所属の長をもって充てる。</p> <p>3 物品供用員は、各所属の物品の供用に関する事務を行うものとする。</p>

(管理の義務)

第6条 物品の管理に関する事務を行う職員は、この規則その他の物品の管理に関する法令の規定に従うほか、善良な管理者の注意をもってその事務を行わなければならない。

(公用施設以外の施設における保管)

第9条 本部長は、府令第8条ただし書の規定により物品を公用の施設以外の施設に保管しようとするときは、物品保管委託書(様式第1) により行うものとする。

(供用不適品の処理)

第10条 物品出納員は、その保管中の物品のうち供用することができないものと認めるときは、物品不用決定書(様式第2) により本部長に報告するものとする。

2 物品出納員及び物品供用員(以下「物品管理職員」という。)は、その保管中又は供用中の物品で修繕又は改造を要するものと認めるときは、物品修繕(改造)書(様式第3)により本部長に報告するものとする。

3 本部長は、前2項の規定による報告を受けたときは、速やかに、府令第10条第1項又は第2項に規定する措置を講ずるものとする。

(供用)

第11条 略

2 本部長は、必要があると認めるときは、物品出納員に対しては物品の払出しを、物品供用員に対しては物品の受領を命ずるものとする。

3 本部長は、前項の規定により供用のための物品の払出し及び受領を命じようとするときは、第1項に規定する物品供用書により行うものとする。

(使用職員)

第12条 物品を使用する職員(以下「使用職員」という。)は、1人の職員が専ら使用する物品にあつてはその職員とし、2人以上の職員が共に使用する物品にあつてはこれらの職員のうちの主任者とする。

2 使用職員は、物品の供用を受けたときは、重要物品及び備品にあつては物品使用書(様式第5)に、消耗品にあつては第16条に規定する物品供用簿にそれぞれ必要な事項を記載するものとする。

(返納)

第13条 使用職員は、供用を受けた物品を使用する必要がなくなったときは、速やかに、これを物品供用員に返納しなければならない。

2 物品供用員は、前項の規定による返納を受けたとき、及び供用中の物品で供用の必要がないものと認めるときは、物品返納書(様式第6)により本部長に報告するものとする。

3 本部長は、必要があると認めるときは、物品返納書により物品供用員に対しては当該物品の返納を、物品出納員に対しては当該物品の受領を命ずるものとする。

(供用換)

(管理の義務)

第6条 物品の管理に関する事務を行う職員は、関係法令を遵守するほか、善良な管理者の注意をもってその事務を行わなければならない。

(公用施設以外の施設における保管)

第9条 本部長は、府令第8条ただし書の規定により、物品を公用の施設以外の施設に保管しようとするときは、物品保管委託書(様式第1) をもって行うものとする。

(供用不適品の処理)

第10条 物品出納員は、その保管中の物品のうち供用することができないものと認めるときは、物品不用決定書(様式第2) をもって本部長に報告するものとする。

2 物品出納員又は物品供用員は、その保管又は供用中の物品で修繕又は改造を要するものと認めるときは、物品修繕改造書(様式第3)をもって本部長に報告するものとする。

3 本部長は、前2項の規定により報告を受けたときは、速やかに府令第10条第1項又は第2項に規定する措置を講ずるものとする。

(供用)

第11条 略

2 本部長は、必要があると認めるときは、物品出納員に対しては物品の払出しを、物品供用員に対しては物品の受領を命じるものとする。

3 本部長は、前項の規定により供用のための物品の払出し及び受領を命じようとするときは、第1項に規定する物品供用書をもって行うものとする。

(使用職員)

第12条 物品を使用する職員(以下「使用職員」という。)は、1人の職員が専ら使用する物品についてはその職員とし、2人以上の職員が共に使用する物品については、これらの職員のうちの主任者とする。

2 使用職員は、物品の供用を受けたときは、重要物品及び備品については物品使用書(様式第5)に、消耗品については第21条第1項に規定する物品供用簿に、それぞれ押印しなければならない。

(使用職員からの返納)

第13条 使用職員は、供用を受けた物品を使用する必要がなくなったときは、速やかにこれを物品供用員に返納しなければならない。

(物品供用員からの返納)

第14条 物品供用員は、供用中の物品で供用の必要がないと認めるところについては、物品返納書(様式第6) をもって本部長に報告するものとする。

2 本部長は、必要があると認めるときは、物品返納書をもって物品供用員に対しては当該物品の返納を、物品出納員に対しては当該物品の受領を命ずるものとする。

(供用換)

第14条 物品供用員は、物品の供用換をする必要があると認めるときは、物品供用換書（様式第7）により本部長に請求するものとする。

2 本部長は、必要があると認めるときは、物品供用換書により、当該物品を供用している物品供用員に対しては当該物品の引渡しを、当該物品を供用すべき物品供用員に対しては当該物品の受領を命ずるものとする。

（亡失及び損傷の報告）

第15条 使用職員は、その使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、直ちに物品亡失（損傷）報告書（様式第8）により物品供用員に報告しなければならない。

2 物品管理職員は、その保管中又は供用中の物品を亡失し、又は損傷したときは、直ちに物品亡失（損傷）報告書により本部長に報告しなければならない。

（帳簿）

第16条 物品出納員にあつては物品出納簿（様式第9、様式第10及び様式第11）を、物品供用員にあつては物品供用簿（様式第12及び様式第13）を備え、それぞれの職務に応じ、その管理する物品について異動があつたときは、必要な事項を記載しておかなければならない。

（検査）

第17条 本部長は、毎会計年度1回及び物品管理職員が交替する場合その他必要があると認める場合は随時、検査員を命じて物品管理職員の管理する物品及び帳簿について検査しなければならない。

2 前項の規定による検査には、これを受ける物品管理職員が立ち会うものとする。この場合において、当該物品管理職員が事故により立ち会うことができないときは、その代理者又は本部長の命ずる職員が立ち会わなければならない。

（検査書の作成）

第18条 検査員は、前条第1項の規定により検査したときは、検査書（様式第14）2通を作成し、1通をその検査を受けた物品管理職員に交付し、他の1通を本部長に提出しなければならない。

（点検）

第19条 物品供用員は、毎四半期1回及び必要があると認める場合は随時、供用中の物品の使用状況について点検しなければならない。

（交替の場合の帳簿の引継ぎ等）

第20条 物品管理職員の交替があつた場合においては、前任の物品管理職員は、引継書（様式第15）を交替の日の前日をもって作成し、後任の物品管理職員と共に記名し、当該引継書を物品出納簿又は物品供用簿に添付して後任の物品

第15条 物品供用員は、物品の供用換をする必要があると認めるときは、物品供用換書（様式第7）をもって本部長に請求するものとする。

2 本部長は、必要があると認めるときは、物品供用換書をもって物品供用員に対し当該物品の引渡し及び受領を命ずるものとする。

（物品管理職員の亡失等の報告）

第16条 物品出納員及び物品供用員（以下「物品管理職員」という。）は、その保管又は供用中の物品を亡失又は損傷したときは、直ちに物品亡失（損傷）報告書（様式第8）をもって本部長に報告しなければならない。

（使用職員の亡失等の報告）

第17条 使用職員は、その使用に係る物品を亡失又は損傷したときは、直ちに物品亡失（損傷）報告書をもって物品供用員に報告しなければならない。

（検査）

第18条 本部長は、毎年度1回及び物品管理職員が交替する場合その他必要がある場合は、検査員を命じて物品管理職員の管理する物品及び帳簿について検査しなければならない。

2 前項の検査には、これを受ける物品管理職員が立ち会うものとする。この場合において、当該物品管理職員が事故により立ち会うことができないときは、その代理者又は本部長が命じた職員が立ち会わなければならない。

（検査書の作成）

第19条 検査員は、前条の規定による検査を行ったときは、検査書（様式第9）2通を作成し、1通をその検査を受けた物品管理職員に交付し、他の1通を本部長に提出しなければならない。

（点検）

第20条 物品供用員は、毎四半期1回及び必要があると認める場合は、供用中の物品の使用状況について点検しなければならない。

（帳簿）

第21条 物品出納員は物品出納簿（様式第10、様式第11及び様式第12）を、物品供用員にあつては物品供用簿（様式第13、様式第14及び様式第15）を備え、それぞれの職務に応じその管理する物品について異動を記載しておかなければならない。

（交替の場合の帳簿の引継ぎ等）

第22条 物品管理職員の交替があつた場合においては、前任の物品管理職員は、引継書（様式第16）を交替の日の前日をもって作成し、後任の物品管理職員と共に記名して押印し、当該引継書を物品出納簿又は物品供用簿に添付して後

<p>管理職員に引き継ぐものとする。ただし、前任の物品管理職員が引継ぎの手続をすることができないときは、後任の物品管理職員が引継書を作成し、これに記名するものとする。</p> <p><u>(準用)</u></p> <p>第21条 この規則に定めるもののほか、物品の管理に関する事務の取扱いについては、警察庁物品管理取扱細則（昭和40年警察庁訓令第13号）の規定を準用する。</p> <p><u>(委任)</u></p> <p>第22条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、本部長が定める。</p>	<p>任の物品管理職員に引き継ぐものとする。ただし、前任の物品管理職員が引継ぎの手続をすることができない事由があるときは、後任の物品管理職員が引継書を作成し、これに記名して押印するものとする。</p>
---	--

様式第1から様式第4まで、様式第6及び様式第7中備考欄に「決裁欄は、適宜変更することができる。」を加える。

様式第1から様式第4まで、様式第6及び様式第7中「印」を削る。

様式第4中「領収印」欄を削る。

様式第5中「印」欄及び「使用職員印」欄を削り、「物品供用員印」を「物品供用員氏名」に改める。

様式第6中「第14条関係」を「第13条関係」に改める。

様式第7中「第15条関係」を「第14条関係」に改める。

様式第8中「印」を削り、「第16条関係」を「第15条関係」に改める。

様式第9中「第19条関係」を「第18条関係」に、「第18条第1項」を「第17条第1項」に改める。

様式第10、様式第11及び様式第12中「第21条関係」を「第16条関係」に改める。

様式第14中「第21条関係」を「第16条関係」に、「備品」を「重要物品及び備品」に、「品目毎」を「品目別」に改める。

様式第15中「第21条関係」を「第16条関係」に、「受領者印」を「受領者氏名」に改める。

様式第9を様式第14とし、様式第10から様式第12までを1ずつ繰り下げ、様式第13を削り、様式第14及び様式第15を2ずつ繰り下げる。

様式第16中「第22条関係」を「第20条関係」に改め、様式第15とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、改正前の規定に基づいて施行日前に作成した書類は、改正後の相当規定に基づいて作成したものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の長崎県警察国有物品管理規則様式第1から様式第12まで及び様式第14から様式第16までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第16号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定に基づき、警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年3月28日

長崎県公安委員会委員長 瀬戸 牧子

- 1 検定を行う警備業務の種別、区分、日時及び場所

種別及び区分	日 時	場 所
核燃料物質等危険物	令和5年6月29日（木）午前9時から	



運搬警備業務 1級	午後6時までの間	福岡県北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
核燃料物質等危険物 運搬警備業務 2級	令和5年6月30日(金)午前9時から 午後6時までの間	

2 検定予定人員

各区分とも10人

3 受検資格

(1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

長崎県内に住所を有する者又は長崎県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するものとする。

- ア 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、核燃料物質等危険物運搬警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- イ 長崎県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

長崎県内に住所を有する者又は長崎県内の営業所に属する警備員とする。

4 検定試験内容

(1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

ア 学科試験

- ㊦ 警備業務に関する基本的な事項
- イ) 法令に関すること。
- ウ) 核燃料物質等危険物に関すること。
- エ) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- オ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。
- カ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- ㊦ 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- イ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。
- ウ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

ア 学科試験

- ㊦ 警備業務に関する基本的な事項
- イ) 法令に関すること。
- ウ) 核燃料物質等危険物に関すること。
- エ) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- オ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- ㊦ 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- イ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 検定の方法

検定においては、学科試験を実技試験の前に行うものとし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

6 検定申請の手続

(1) 申請期間、申請先等

申 請 期 間	申 請 時 間	申 請 先
令和5年4月3日(月)から同月12日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。	午前9時から午後4時まで。ただし、午後0時から午後1時までを除く。	申請者の住所地を管轄する警察署又は申請者が警備員である場合は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

※ 検定申請の受付は、先着順とし、予定人員に達した場合は申請期間の途中であっても締め切る。また、

郵送による検定申請は受け付けない。

検定申請は、受検者本人が行うものとするが、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

## (2) 提出書類

### ア 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

#### (ア) 検定申請書 1通

#### (イ) 申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面

a 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1通

b 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次に掲げるいずれかの書面

(a) 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通

(b) 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

#### (ウ) 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1通

#### (エ) 次に掲げるいずれかの書面 1通

a 3(1)アの受検資格に該当する場合は、核燃料物質等危険物運搬警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び3(1)アに該当する者であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書など）

b 3(1)イの受検資格に該当する場合は、検定規則第8条第2号の規定により長崎県公安委員会が交付した書面

#### (オ) 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

### イ 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

#### (ア) 検定申請書 1通

#### (イ) 申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面

a 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1通

b 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次に掲げるいずれかの書面

(a) 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通

(b) 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

#### (ウ) 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1通

#### (エ) 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

## 7 検定手数料

各区分とも16,000円

検定申請時に、長崎県収入証紙により納付すること。

なお、検定申請の受付後は、納入された検定手数料は返還しない。

## 8 合格発表

各検定の合格発表は、当日検定場所において本人に対して行う。

## 9 その他

### (1) 新型コロナウイルス感染症関係

新型コロナウイルス感染症の状況により、急遽、検定を中止する場合がある。

### (2) 検定の共同実施

この検定は、長崎県公安委員会及び福岡県公安委員会が共同で実施する。

### (3) 持参する物

検定当日は、筆記用具、受検票及び動きやすい服装を必ず持参（各受検者への貸与ロッカー有り。）すること。

(4) 問合せ先

- ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課
- イ 長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係（警備業担当）（電話 095-820-0110 内線3185）

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通表（八九五）  
二二一  
二二一  
四一

印刷所  
長崎市榊島町八番十二号

株式会社  
寺田宏  
弥ト